

## 嬉野市水道課

# 貯水槽水道を設置されている方へ

### 1 受水槽を設置している皆さんへ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽、高置水槽を通じて給水しています。このような施設では、管理が十分でないと、水道の水が汚れる場合があります。

このため、受水槽を設置している方は、水道法及び嬉野市水道事業給水条例、嬉野市水道事業給水条例施行規程により受水槽の適正な管理をお願いします。

受水槽に入るまでの水道は水道事業者(市)が管理していますが、受水槽以降はその設置者(その建物の所有者)が責任をもって管理することになっています。

### 2 貯水槽水道とは

水道事業者(市水道課)から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽に受けた後ポンプで直接または、高置水槽を経由して建物の利用者に飲み水として供給される施設の総称です。

### 3 設置者の義務

- ① 受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものは、**簡易専用水道**としてその設置者は、水道法施行規則第55条で定める管理の基準に従って、その水道を管理することが義務付けられています。
- ② 受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>以下のものは、**小規模貯水槽水道**としてその設置者は、嬉野市水道事業給水条例第40条第2項の規定により、その水道を管理することが義務付けられており、次の事項の管理を行って下さい。また、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、正しい管理を行わせて下さい。

### (1)水槽(受水槽・高置水槽)の清掃

- ・ 年1回以上、定期的に行ってください。
- ・ 清掃は、専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましいとされています。

### (2)水槽(受水槽・高置水槽)の点検

- ・ 水が有害物や汚水等によって汚染されることのないように、定期的に(月1回程度)点検を行ってください。
- ・ その他、地震、凍結、大雨などのあった時も速やかに行ってください。
- ・ 点検等により欠陥を発見したときは、すみやかに改善措置を行ってください。

### (3)水質検査の実施

- ・ 給水栓(蛇口)での水の水質検査を定期的に(1日1回程度)行って下さい。
- ・ 異常があった時には、保健所等の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を行って安全性を確認して下さい。

### (4)給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、ただちに給水を停止し、その水を飲まないよう、利用者及び利用する可能性のある人に知らせなければなりません。

